

平成26年12月 8 日
総務文教常任委員会 会 議 録 審査内容
◇会 議 録

- 1 日 時 平成26年12月 8 日
開会 10時00分 閉会 10時58分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出 席 者 委員長 前川雅志 副委員長 田口廣之
委 員 小川純文 乾邦廣 芳滝仁 中橋友子(6名)
- 4 傍 聴 者 野原恵子 千葉幹雄
- 5 説 明 員 教育長 飯田晴義 教育部長 森範康
企画室長 伊藤博明 学校教育課長 川瀬康彦
企画室参事 細澤正典 学校教育係長 守屋敦史
- 6 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 調査及び審査事件
 (1) 付託議案の審査について
 ① 議案
 議案第65号 幕別町修学支援資金条例
 議案第81号 とまち広域消防事務組合の設立について
 議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について
 議案第83号 東十勝消防事務組合の解散について
 ② 請願
 請願第 1 号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書
 (2) その他
- 8 調査及び審査結果 別 紙

委員長 前川 雅志

◇審 査 内 容

(10:00 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

1 番、付託議案の審査について行いたいと思います。

はじめに、付議議案の審査について議題といたします。前回継続審査となりました4議案となっております。はじめに議案第65号 幕別町修学支援資金条例を議題といたします。本日追加の資料がありますので資料についての説明を求めます。学校教育課長。

- 学校教育課長（川瀬康彦） 本日は議案第65号に関わります説明資料、A4版2枚をお配りしております。説明資料1は、幕別町修学支援資金条例の改正の要点。説明資料2は平成27年度における給付対象者の範囲と現行条例と改正条例の支給額等であります。

はじめに、説明資料1 幕別町修学支援資金条例の改正の要点についてご説明申し上げます。受給資格及び給付額について、現行条例と改正条例の違いを標記し、改正の要点を右側の欄に示したものであります。

(1)受給資格、1の在学要件であります。現行条例は、高等学校または国立高等専門学校に入学する者および在学中の者とありますが、改正条例では道の要件と同じ。①から④のいずれかに在学する者でございます。①は高等学校、②は中等教育学校の後期課程、③は高等専門学校、④は専修学校に改めるものであります。改正の要点は対象者の拡大であります。

次に2の住所要件であります。現行条例では本町に住所を有する者の子弟とありますが、改正条例では高校生または保護者等が町内に住所を有していることに改めるものであり、改正の要点は高校生のみが住所を有している場合も支給対象とするものであり、対象者の拡大になるものであります。

次に3の重複支給要件であります。現行条例は奨学に類する資金の支給または貸与のないものとありますが、改正条例では規定しないというものであります。改正の要点は、道の対象者を除き、他機関からの奨学資金貸与、給付者を対象とするものであります。対象者の拡大になるものであります。

次に4の成績要件等につきましては、現行条例での学業優秀、性行善良、身体健全、また成績要件については選考委員会の答申に基づき、平成23年度から平均評定3.0以上となっているというものでありましたが、改正条例につきましては規定をしないとするものであります。改正の要点は、成績要件等の撤廃をすることにより対象者の拡大になるものであります。

次に5の経済要件であります。現行条例では経済的な事情により、高等学校または国立高等専門学校に入学および在学が困難な者。かつことしまして条例上具体的な規定はないが、選考委員会の答申に基づき平成8年度から、生活保護基準対比1.50倍未満となっています。それを改正条例では生活保護基準対比1.30倍未満に改めるものであります。改正の要点といたしましては、町としての経済的理由の考え方を就学援助と統一するものであります。

(2)給付額の欄をご覧ください。給付額につきましては、現行条例では予算の範囲内で月7000円以内、選考委員会の答申に基づき次のような給付額となっております。昭和45年では月3000円、昭和55年度から月5000円、平成12年度から月7000円、平成19年度から月6000円、平成21年度から月4000円となっております。改正条例では、第1子が年3万7400円から年3万8000円。23歳未満の兄、姉を第1子と数えた第2子以降につきまして

は年12万9700円から年13万8000円に改正するものであり、改正の要点といたしましては第2子の給付額の拡大になるものであります。

続きまして説明資料2をご覧ください。1の給付対象者の範囲についてであります。平成27年度分の給付を例としグラフにしたものであり、グラフの第1学年および第2学年の生活保護世帯および市町村民税所得割非課税世帯におきましては、北海道の給付金対象者となるものであります。次に、第1学年および第2学年の①につきましては、生活保護基準対比が1.30倍未満となる世帯であり、改正条例による支給対象者となるものであります。次に第2学年の②は、条例附則第3項による経過措置者、また第3学年の③は条例附則第2項による経過措置者であります。

次に2、現行条例と改正条例支給額等試算についてであります。平成26年度支給対象者につきましては、現時点において60名計288万円の支給を見込んでいるところであります。次に平成27年度、平成28年度、平成29年度以降は、改正条例における対象者数と支給額を試算したものでありますが、対象者につきましては小中学校就学援助の申請状況等を参考に積算したものでございましてご承知おきいただきたいと思います。

はじめに平成27年度についてありますが、上段のグラフの①に該当する条例本則による対象者数が42名、291万8800円の支給を見込み、グラフの③は17名、81万6000円、グラフの②の第2学年は6名、28万8000円となり、合計65名402万2800円と試算しているところであります。

次に平成28年度につきましては条例本則による対象者数が62名、432万3600円、条例附則第3項の第3学年は6名、28万8000円となり、合計68名、461万1600円と試算しているところであります。次に平成29年度以降平年ベースについてありますが、これについては第2学年、第3学年の経過措置が終了した後の平成29年度以降について試算したものであり、対象者数は62名、支給額は432万3600円と試算しているところであります。なお、経過措置終了後の平成29年度以降におきましてはすべての学年において上のグラフでお示ししております、非課税から1.3倍未満の範囲の世帯が改正条例の対象となるものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどおねがいいたします。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして質疑等がございましたら挙手の上発言願います。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 現行の1.5倍の生保基準が改正では1.3倍にされて、3年間は経過措置が取られるのですがその後は経過措置はなくなって説明の資料のような給付状況になるのですけれども、全体としては拡充、緩和されることが多いと評価するのですけれども、幕別町がこれまで独自の、低所得者の高校生を支援するというかたちで奨学資金制度をやってきたと。その考え方があった訳ですから、この制度を作るときにそういった今までやってきた制度を上乗せして、つまり組み立てて、現行の制度を維持しながらも道のを組み入れてより拡充した制度にする。つまり1.5倍のままこの制度を実施するという考え方は持てなかったのかどうか。そうすると100%拡充されるのではないかと思うのですがいかがですか。
- 委員長（前川雅志） 教育部長。
- 教育部長（森範康） たしかに1.5倍という基準のまま新しく条例をすすめてはどうかということも考えましたけれども、やはり財源的な問題もありますし、説明で申し上げましたように町としての考え方を一つに統一するという中で、1.3倍を1.5倍までいくと平年ベースで250万円弱の予算がさらに必要になるということから、単費でもありますし中橋委員がおっしゃられましたように、改めて道がこういう制度を作りましたので、

幕別町の現行条例を継続しつつ、さらに多くの高校生に進学していただきたくその考え方の中で1.3倍という判断をさせていただきました。以上です。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 一度作ると長く活用されていく制度ですから、相当慎重に組み立てをされたのであろうと理解いたします。今部長がおっしゃられたように単費で上乗せしていかななくてはならない。そのお金が250万円以上増えますよということなのですからけれども、これまでも出発点は寄付金から始まっておりましたけれども、平成26年度であれば単費で288万円をきちんと財源を使って保障していたということを考えれば、幕別町の財政力、いわゆる教育委員会の考え方としてできる範囲ではなかったのかなと思う訳ですよね。つまり道の制度ができることによって、今まで全くこの分野に応援はなかったけれども、道の、もっと言えば国のお金が来るようになります。それに、今まで幕別が使っていた平成26年度であれば288万円。これを今まで使っていた訳ですから、新たな負担になる訳ではないので、それを活用しての上乗せというのが一番望まれたと思うのですよね。ですから、そここのところだけが残念だなと思ひまして。今後そういったことも含めながら、子どもの貧困は今、6人に1人の状況になっているというのが政府統計でありますから、そういう意味ではどんな子どもさんにも修学の機会を与えていくという意味で、出発点はこうであっても、そういった幕別の制度が今まであったということも今後もおさえながら、拡充できるときには拡充に踏み込んでいただきたいという考えは持っております。お答えがもしあればお願いいたします。

- 委員長（前川雅志） 教育長。
- 教育長（飯田晴義） 今回の制度改正をするにあたっては、かなり私どもも悩みました。と言いますのは、表面上から見ると月額4千円だったものが3千円ちょっとになってしまふというのがあって、これは後退でないのかというとり方もしかねないというのがあって悩んだところでございます。

しかしながら、奨学資金制度ができてからこの間の経過を良く見てみますと、平成23年度から高校授業料が無償化になっている訳です。この制度、かつては授業料が有償化の時代に月額授業料を一つの目安にしながら支援をしていこうと。授業料をせめて払って、進学、在学をしていただくといった意図がございました。それがこの間の国の政策の変化に伴って変わってきたということで、現時点におきましては公立、私立ともに無償であります。従いまして授業料以外の教育費に支援をしていくというように様変わりしておりますので、そういう点では私はトータルで見ますと、保護者から見ますとこれは決して後退ではなくて、むしろ今まで当たっていなかった授業料以外の教育費に充てられると、そういう思いもありましてこういったことに踏み切った。

併せまして、財源的に申しますと、今まで310万円程度のものが、平年ベースで430万円程度かかってくる。奨学資金は確かに今までは1.5倍ということでありました。ところが就学援助については1.3倍。町の施策の中で、ある制度は生活貧困が1.3とみて、こちらの制度では1.5倍というのは全く町としてもおかしいと思います。貧困世帯に対する経済的に恵まれない世帯に対する支援でありますので、そこが基準というのは同じであるべきだと。じゃあどちらに統一するべきかということで、財源的な問題からいきまして1.3に統一させていただいた。

仮に1.5にしますと、就学援助の方で1.5にしなければならないとなった時には、1900万円ほど余分にお金がかかってくるということもありまして、まずはそこを1.3に統一しようということで、それでも今までから見ると250万円ほど手出しをする訳でありますけれども、トータルの中で今回判断させていただいたところでございます。

○ 委員長（前川雅志） ほかに。ありませんか。
（なしの声あり）

○ 委員長（前川雅志） ないようですので本日の資料についての質疑は終了させていただきますが、条例全般につきまして、再度質疑がありましたら挙手の上発言していただきたいと思います。よろしいですか。それでは説明員の皆様が退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○ 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案第65号につきましては後ほど審議をさせていただきたいと思います。先に議案第81号 とかち広域消防事務組合の設立についてから議案第83号 東十勝消防事務組合の解散についての3議件につきまして、消防団など前回の委員会で質問がありましたので説明をしていただきたいと思います。企画室長。

○ 企画室長（伊藤博明） 前回の委員会の中で、消防団と署の連携についての説明が不足しておりましたので改めまして災害出動基本計画案につきましてご説明いたします。

この災害出動基本計画案につきましては8月6日の総務文教常任委員会において関係部分を中心に抜粋してご説明いたしましたが、本日お配りいたしました案はほぼ全文を掲載したものであります。災害出動基本計画案は、管内の消防署長の部会等で検討し広域化後の各種出動の基本的な考え方を示しておりますが、広域の指令センターシステムのデータ登録等にも必須なもので、火災や救急など、事案に応じた出動車両等についても定めております。

はじめに概要をご説明いたしますので、A3、1枚ものの資料1をご覧ください。Ⅰの出動計画の基本的な考え方では、一つ目に直近署所からの出動を基本として出動区域を見直し、現場到着時間の短縮を図ること。二つ目に、スケールメリットを生かし署所間の連携体制の下、災害規模に応じた車両、部隊の投入など、効果的な部隊運用を図ること。三つ目には、現在の各署所の車両運用体制や消防団の出動体制を維持しつつ、地域の消防力の維持、強化を図ることとして、これらを前提に計画を策定しております。

次に、Ⅱの広域化後の出動区域では、これまでもご説明しておりますけれども、現行の消防団との連携を図りつつ直近署所からの出動を基本として、一番下にありますが現行82ある区域のうち38を見直し、区域を119に細分化しております。

次に右側のⅢ、各種災害に対する消防部隊の運用では、表にありますように火災出動から応援出動ごとに災害の規模に応じて部隊運用の考え方を整理しております。2の消防部隊運用の(1)、火災出動の3行目にありますように、小規模な火災は直近署所による対応を基本としますが、消防団が出動するときは管轄署所も出動しますとしております。後ほど具体的な説明をいたします。3の災害現場における指揮体制は、3行目にありますように一般建物等の火災や救助の指揮権は現行通り管轄署長を優先します。またその3行後には、消防団はいかなる場合においても管轄署長の所轄の下に活動するものとしております。

それでは資料2の別冊、災害出動基本計画案をご覧ください。

この冊子の3ページをご覧ください。また併せまして見直し区域のイメージ図、これでもご覧いただけますでしょうか。最後についているかと思います。この3ページに記載しておりますのは見直し区域予定の一覧です。

はじめに、幕別町の見直しによって幕別町の出動区域になるのは、④音更町の十勝川温泉一帯です。これが札内支署の区域に変更となり、これにより表の右側にありますように最大で6分の短縮効果を見いだすことができると見込んでおります。しかしながら、

この十勝川温泉近辺につきましては災害件数、この短縮効果のさらに左側にありますが災害件数で67.8、これは過去5年間の年平均を表示しているものですが、この見直しの中では最大の件数であります。救急出動が多い訳です。

4ページをご覧ください。上から3番目の大樹町生花は忠類支署の区域に、22番の更別村上更別南区と協和区は忠類支署の区域に、30番豊頃町統内の一部は幕別消防署の区域に加わります。

一方で、幕別町の行政区域で他市町村の出動区域となりますのが24番古舞、栄ですが、大正出張所の区域になり、これは一番右にありますとおり最大で13分の短縮効果が見込まれております。25の糠内の南、美川の北、明倫も同じように大正出張所の区域になり、同様に11分の効果が、26番の美川の南、駒島の西、中里の西が更別消防署の区域となり最大で9分の効果。27番の忠類晩成の東が大樹消防署の区域となり3分の効果が見込まれております。

こうした見直しを38の区域で行っておりますが、中でも32番目の浦幌町には、川上、栄穂と書いてありますがいわゆる上浦幌地区ですね、上浦幌地区につきましては本別消防署から出動することに伴いまして最大33分の短縮効果を見込んでおります。これは図面をご覧くださいいただければ一目瞭然な訳でして、ちょうどこの図面の右端に大きなエリアで32と書いてあるのが上浦幌地区ですが、これが浦幌ではなく本別から向かうという見直しとなっているところであります。

4ページの表の欄外の※印のようにありますとおり隣接署所が二次出動体制を取るなどして相互補完しあい、当該区域をカバーするものであります。

5ページをご覧ください。5ページから10ページにかけましては、見直し後の119の区域ごとに直近署所、現行出動区域、管轄消防団、出動区域の範囲を示しております。

町に関係するところを説明しますので8ページをご覧ください。8ページの下段には、幕別町の7区域が記載されております。3番目にありますように札内2区は大正出張所が直近署所、幕別消防団の第2分団が管轄消防団、範囲は古舞と栄、過去5年間の総出動件数、ここは過去5年間の総出動件数ですが、火災1件、救助1件、救急34件で年平均ですと7.2件と示しております。

9ページをご覧ください。9ページの上段には忠類地区の区域を示しております。忠類1区はこの中でも高規格道路だけを別だしをして記載しておりますが、忠類インターチェンジから更別インターチェンジの上り線は忠類支署の管轄に、8ページにもあるのですけれども同区間の下り線は更別消防署の管轄と定めております。

11ページをご覧ください。ここでは災害の対応や規模等に応じて出動種別と出動区分を定めた消防部隊運用を記載しております。火災出動ではこの表にありますとおり野火などの規模の小さな第1出動から大規模な火災等の第4出動までをそれぞれ区分をしているところであります。

12ページをご覧ください。Ⅱの出動体制の4、消防団の出動にありますとおり、団の出動体制は現行通りとし、市町村の出動計画によるとしております。

その下のⅢ、部隊運用方針では出動区分に応じた部隊の運用を示しており、火災の(1)第1出動では、常備消防で対応可能な小規模火災、野火等ですけれども、現行では糠内地区のように第3分団が出動している地域については、広域化後も同様の扱いとして、管轄署所である幕別消防署も併せて出動するとしているところであります。(2)第2出動では消防団の出動を要する建物等の火災の発生時には、現行通り管轄署所と消防団による対応を基本とするが、ほかに直近署所がある場合は当該直近署所の部隊も同時出動する体制としております。

13ページをご覧ください。13ページの上段には(5)、特殊な地域・対象物等の火災時の出動がありますが、イの中高層建築物・学校・病院火災に対しては帯広市消防署が持っております梯子車を出動するとし、その対象区域に、表の欄外にありますように、対象物件が多く、出動から活動開始までが30分未満で完了できる区域として札内の市街地が含まれております。現在は帯広市との協定によりましてグランヴィリオホテルについては災害発生時に派遣要請を直ちに行うことが可能であります、それ以外の4階建ての建物、例えば道営住宅等で火災が発生したときにはその都度市との協議を要しておりましたが、広域化後にはこういった協議を要することなく消防局長の指揮命令の下これまで以上に迅速かつ効果的な火災対応が可能になるものであります。

以下、救助出動、救急出動などの運用方針を定めているところであります。

17ページをご覧ください。17ページの中ほどに現場指揮と記載しております。この1、指揮体制及び指揮権については表に記載のとおり一般建物等の火災などの第2出動以下の災害時には管轄署所の署長が、大規模に拡大の恐れのある火災などの第3出動以上の災害時には消防局長が指揮権を有すると定めているところであります。

20ページをご覧ください。ここからは出動部隊編成基本方針、これは今までお付けしていなかったものですが、20ページ、基本的な災害出動、これは幕別町の部分だけ抜粋しております。A3の横の物であります。一番上には幕別区の場合を記載しており、幕別区は幕別の市街と相川、新和等でありますけれども、野火などの小規模火災時には第1出動に当たる訳ですが、この場合は、幕別署から消防隊が2台編成で出動し、一般建物火災、その右側になります。第2出動では幕別署と札内支署に加えて第1分団が出動すると具体的に記載している訳であります。4つ目ですが五位と糠内の北側の糠内1区では第1出動時には幕別署と第3分団が、二つ後になります。美川、明倫などの糠内3区では直近の大正出張所、幕別署、それから第3分団が出動すると定めております。このように、出動区域ごとに第1出動時と第2出動時の基本的な出動体制をそれぞれの区域ごとに定めているところであります。

21ページになります。ここでは大規模な火災時の第3出動、第4出動について定めておりますが、こうした状況下には消防局長の指揮命令系統の下、消防局から指揮隊を派遣し近隣署所の応援消防隊の出動などにより効果的な連携、運用が図れるよう定めており、引き続きさまざまな事態に対応できるよう、体制整備に向けて署長会議を中心として検討を進めているところであります。以上関係するところを抜粋して説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。委員の皆様からご質問ありましたら挙手の上発言をお願いいたします。小川委員。
- 委員（小川純文） 特に今は消防団について集中的にご説明があった訳ですけれども。

日常、消防の方で行けば、出動件数で行けば救急が一番多いという状況の中で、広域化することによって、以前聞いておりました救急車の準備体制。特に幕別町3台救急車を所有している訳ですけれども、札内地区と本庁地区の2台が出動体制にあった場合には忠類から中間的位置への準備体制ということで忠類支署から糠内近辺ぐらまで、どちらでも行けるようにと緊急支援体制がとられているというお話は前から聞いておりましたけれども。そういう部分での消防以外の救急の中での色々な分担体制があった訳ですけれども、今度この広域化になることによってそういう部分も今度は近隣からの応援というものが広域化のメリットとして適用されるのではないかなと思うのですけれども。

今、消防の団を中心にご説明いただいたのですけれども、日常的な救急体制の方のそ

のあたりについてもそういう形になるのかをご説明いただきたい。熟慮しておればお知らせいただければ。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 現状は東十勝消防事務組合の中で1つの広域化をしている訳です。これが今度は十勝が一つになって、指令も高機能指令センターから指令が発せられるところですから、従来のような幕別の中で完結するということではなくて、当然今回十勝川温泉区域が札内支署のエリアになりますので出動が多いということになりますと、当然、札内の市街地にあつては直近署所からの出動ということで帯広の東から来る、そういうような連携は当然図られる訳でありまして。これらもすべて今までのようにそれぞれの消防署で連絡を取り合つてやるというのではなくて、すべてが帯広にあります高機能指令センターからの確に、迅速に指令が発せられるということでもありますので、間違いなくそういう点ではこれまで以上の効果というのは救急の面にあつても期待できるものと考えております。
- 委員長（前川雅志） ほかに。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 出動の件数になってくると思うのです。これまで例えば札内の救急の場合でしたら基本的には札内で、救急を必要とする連絡が入ったら札内の救急車が走って対応しましたよね。そこにたとえば今回、音更が札内支署の範囲になりますよと。件数はぐんと増えますよね。札内そのものは帯広の東からも入るから結局エリアが変わるからそうなのですよということですけども、これは音更は音更で、今まで関わっていましたがそれなりの消防体制を作っていましたよね。もちろんそれで十勝川温泉区域などはカバーしていたと思うのですけれども、そういう現地に置かれている消防、救急車。うちが1台しかない、音更は何台あるか分かりませんが。そういうものの活用している、一斉に入るからいいのですよとなつても、実際にはうちの消防が音更に行っている間緊急連絡入ったら札内消防は空だよと。帯広から来るからいいのだよということなのでしょうけれども、そういうエリアの人口調整や何かで、例えば救急車そのものの配置状況が変わっていくということはないのですか。台数。例えば全体をならしてですよ、人口の多い札内、帯広も含めて、配置を増やしていくという計画を一緒に持たないといびつになるような気がするのですけれども。
- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 現行は、今回の広域化に当たっては現行の署所をそのまま継続するという、それが19市町村の間で広域化に至った大きな前提でありましたので、今の段階からそういう見直しをただちにすると議題にのりますとこれはまた難しい問題がありますので、当然そうは言ひましても今中橋委員おっしゃいましたように、当然そういった見直しというのは広域化後においては適宜やっていくという認識で私どもは考えております。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 以前から思っていたのです。人口が7割集中する札内に1台で、本庁で2台で忠類。効率的にきちつと対応するとなるとその配置は見直さなくてはならないのだらうなと思っていた中での広域化ですから、そういうことも十分議論されていかなくてはならないことだと思います。わかりました。

もう一つ、消防団との関係。ここには連携、出動体制、今までと変わりませんよと。それから所管の署長が命令を出しますよということなのですけども、基本的な事を自分でもわかっていなくてお尋ねする、大変申し訳ないのですけれども。今まで火災が発生したときに、幕別でしたら幕別の消防に連絡があつて、団と連携を取りながら同時出

動ということだったのですか。それで対応されていたのですか。もう一つ。それが例えば古舞で火災が発生して、大正から走ってくるようになったと。第1出動が大正ですね。その場合に、大正の消防団は連携取られるのですか。それとも幕別の消防団が消防長と連携をとって関わられるのですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 現行は、まず、今朝も幕別で火災があったのですけれども、一報が入りますよね。現在は幕別消防署に入ります。入った時点で電話でその火災の状況を確認した上で、これは消防署の隊だけでいいとなればサイレンを鳴らしませんよね。サイレンを鳴らすときは消防団に対して招集をかけるときです。今回は、4時くらいのは消防団に対しても招集をかけます。ですから、現在は署でもって、通報の内容を聞き取った上でどこまでの出動をするかという判断をしている訳です。ですから、場合によっては同時に、通例は同時というよりも先に消防の隊が先に行きます。その後団を招集して追いかけていくことになります。

今後はどうなるかと言いますと、それを帯広の高機能指令センターに入る訳です。そこで、同じように通報の内容を聞き取った上で、この規模は第1出動だ、第2出動だと。先ほど、なぜこんなに細かく決めるかというのは、高機能指令センターのデータ登録に必要だと言ったのはですね、そこでいちいちすべての地域を覚えているというのは絶対無理ですので、全部電算で管理されます。場所は、電話のなった場所は高機能指令センターですぐわかりますよね。聞き取った内容でこれは第1出動、第2出動という判断をしたらすぐ、いちいち電話をするということではなくて電話回線通じますけれども流される訳です。一旦幕別に来るのではないのかと私も誤解していたところがありましたけれども、そうではなくて、いきなり幕別の署は出なさいとか、糠内は出なさいとか行く訳です。明らかにそこは迅速になるという認識です。

それともう一つは、糠内の第3分団だけは特殊な事情があります。というのは現状でも糠内地区は第1出動であっても消防団が出ます。他は、第1出動は消防団は出ないのですけれども、糠内の場合は糠内消防団が一番近いですから、例えば野火だと言っても第3消防団が出る訳です。その時に今は、当然追いかけて幕別消防署からも行く訳ですね。今度、広域化になった時点では、明らかに古舞なんかは大正の方が近い訳ですから、糠内の消防団もでるし大正からもくるし、幕別、札内からも向かうということになります。それも指揮は管轄の市町村の署の指揮だとは言いながらも多分実際には古舞ですと、大正からの消防隊が早く来ると思います。そして糠内の団が、それから幕別あるいは札内の署から行きますね。そうすると、幕別、札内の署のいない間、5分くらいあるかもしれません。その間はそうはいっても消火活動はしないとならない訳ですから、大正出張所の指揮ではないのですけれども協力・連携の上で火災の鎮火に当たる。そして幕別、札内から来た段階では幕別消防署の指揮命令下に入る、ということでどうしても若干のタイムラグは発生するだろうというのは幕別消防署でも考えているということであり

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） わかりました。一つは、大正の消防が走ってきた場合には消防団は行政区のエリアなので、大正の消防団が来るということはないということですね。それと、糠内は特殊だから消防署が走らなくても団が先に走る場合はあると。特殊なのですね。それではその他の分団、札内だとか、幕別もある訳ですけれども、そこは必ず札内なら札内の消防署の指揮命令の下に、あなたたち出動してくださいという、もう一段階踏んでいかれるということですね。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 先ほど説明が足りなかったかもしれません。20ページに地区ごとに第1出動、第2出動と書いてあるのですよ。それでこの1番上に幕別区、札内1区、札内2区とありますね。札内2区が古舞とか栄になるのですけれども、この場合は野火の場合には帯広大正と幕別札内。団は出ないのです。で、第2出動になって団が出ます。その下へ行きますと糠内1区。札内2区の下に糠内1区がありますね。これは五位と糠内の北なのですけれども、第1出動のところから幕別3分団と書いてありますよね。他のところは第1出動で消防団が出ることはないのですよ。ただ、糠内にあっては消防団が一番近いところに位置していますので、糠内のエリアにあっては第1出動から消防団が出動するという意味で、他とはちょっと違うのですという説明です。他は全部、消防団が出るときは幕別の消防署あるいは札内、忠類の署が先に出るということになります。

○ 委員長（前川雅志） 中橋委員。

○ 委員（中橋友子） デジタル化ですから、この時サイレンはどこで鳴らすのですか。サイレンを聞いて団が走るのですね。

○ 委員長（前川雅志） 企画室長。

○ 企画室長（伊藤博明） 実際には、十勝管内どこから電話が入っても、今度の高機能指令センターは、今は携帯電話の場合には今はどこですかというのを幕別消防署で聞かなくてはならないのです。ですから場合によっては幕別のエリア以外でも携帯のアンテナから電波を拾って入ってくるということもあるのです。

今度は十勝が一つになりますよね。なおかつ携帯については、発信地点を特定できますので、それを全部、帯広の高機能指令センターで受けて、このエリアはどこですと図面上に出ますから、内容を聞いてそれが糠内1区だということになれば鳴らす訳です。糠内1区の場合は野火からすべて第3分団が出なくてはならないので鳴るのです。帯広で鳴らします。それは同時に幕別町にも糠内にも連絡が入るのです。これも、やろうと思えば十勝管内全部に流すこともできるのですが、そうするとしょっちゅう鳴ってしまして大変なので、それをどの範囲の部分をもどこまで流すかを署長会議で検討しているということです。というのはやはり、連携しなければいけないエリアもありますから、札内は知っておいた方がいいのではないかと、帯広の東も知っておいたほうが良いのではないかとということもありますので、それをこのエリアで鳴って出動を出すときに、どこまで同時に情報を流すかというのは今、署長クラスで検討しているということでもあります。

○ 委員長（前川雅志） ほかに質問ありませんか。今日は新たな資料に基づいてということだったのですが、全体を通して質疑ありましたら挙手の上発言していただきたいと思います。よろしいですか。

（なしの声あり）

○ 委員長（前川雅志） それでは説明員の方が退席されますので暫時休憩いたします。
（暫時休憩）

○ 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。はじめに議案第65号 幕別町修学支援資金条例についてであります。皆様からご意見等ありませんか。それでは討論をご用意の方もいらっしゃると思います。議案第65号 幕別町修学支援資金条例について、特に反対の意見がないということで、可とすることに決定してよろしいですか。

（よいの声あり）

○ 委員長（前川雅志） それでは議案第65号 幕別町修学支援資金条例につきましては可と決定いたしました。次に議案第81号から第83号であります。皆様からご意見等ございますか。中橋委員。

- 委員（中橋友子） この条例に対する考え方を申し上げたいと思います。本委員会に付託されるようになりましてから丸2年は経っていないのですが、広域化に向けての研究、方向性を示して議論等をしてまいりました。住民の安全を守るための消防の体制がどうあるべきかという視点の議論でありましたけれども、私は今日の説明もそうですが、基本的に現消防体制、十勝は4体制ですか。帯広を除いてということですが、その体制で行くことの方が住民対応にとってはまだまだきちんと役割も発揮できますし、今の状況の中でなんら大きな支障はなかったと押さえておりますので、その体制で行くべきだと考えております。

二つ目、なぜかということなのですが、一つは消防の広域化というのは、デジタル無線化のいわゆる多額の出費を伴うということから始まりました。指令センターが統一されるということには異論はありません。迅速にやること、携帯から拾うこと、本当に大事だと思います。しかし、そのことと、消防組織そのものを一緒にするということは行わなくても、指令センターだけ独立して機能を強化するということは可能であるということは何度も説明をいただいております。だから、そういう選択があったのではないかということが二つ目です。

三つ目、いまだに棚上げされていることがたくさんあります。いわゆる自賄い方式、それから今日の消防機能そのものも、救急車や、台数も含めて調整はこれからだと。あるいはどこでどんなサイレンを出すかもこれからだと。これからなのですよね実際に。それだけ難しい中身であるということです。色々メリットも聞かされてきました。地域間の連携による迅速化。これも、広域化しなくても今でも幕別町は、グランヴィリオと帯広市と契約を結ぶとか、色々な形をとればできるはずですよ。だから、そういうことをやるべきではないかということです。

最終的には十勝全域の消防力が強まるか、という点で疑問があること。特に郡部です。それから採用の問題。職員採用の問題は、現時点では今までの体制、幕別の方は幕別に住むということが認められますが、将来的には廃止されます。そうなってきた場合の消防体制となった時には、地理的な問題や、その状況を周知する、し尽すという点では、ここに住んでいる人がここの消防に関わるというのが一番良いと思います。

最後です。東日本大震災の教訓は、やはり小さな行政区の中で、それぞれ火災や救急含めて訓練を重ね、連携したところが生きのびるということでありました。つまり、広域ではなくて、一つ一つの自治体が小規模できちんと計画を持ってやったところが、災害が抑えられたという教訓もありました。そういうことをトータルで考えると、私はやはり今の時点で広域化するということは、時期尚早だと。議論はもっと深めるべきだと思います。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。討論に入ってもよろしいですか。ご意見。小川委員。
- 委員（小川純文） 今回の広域化でありますけれども、今色々な問題点が出された訳でありますけれども、やはりこれはデジタル無線を。試算でも幕別町は地理的に入り組んでいびつな幕別町という形状をしている中で、まずデジタル無線化に向かうというのは広域化をもって全十勝一本でやってもらうのは非常に効率的であり、今後長い将来に向かつての通報連絡の無線整備ということに対しては非常に重要なことありますのでこれは広域化でやってもらわなければなりませんし、指令本部が帯広に、十勝を一括してできることによって、今の十勝の、帯広市を除く4消防組合体制から十勝一円となることによりまして、消防力でいきますと帯広市ではおおむね100に近い体制をとっておりますけれども、幕別町においてはまだ75くらいの消防力ではないかなという認識をし

ておりますけれども。

署員の問題におきまして今後、特に幕別町については帯広と隣接しているという点も重ねましてまた帯広市と橋梁についても現在は昔の橋の数よりも、今は何本も帯広市と連携する橋を持っている。また、東十勝の中でも今でも近隣町村、池田町、豊頃町、浦幌町さんとも連携の中で進めてきた。それがもう一歩連携の輪が広がって、町民の安全確保のためにやっていただけるという中においては広域化は必要であると思いますし、職員採用についても幕別の3署体制でやっておりますけれども、忠類支署におきましては署員の数、また勤務体制等で非常にギリギリの線でやっているという状況もございます。そこについては広域化の中で、相互補完しながらやっていくことがベストではないかなと思いますので、これについては私は、広域化の中で幕別町の足並みを揃えて、より一層、自賄いから十勝一円になれる方向性に向けての一步を踏み出していくべきではないかなと思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。よろしいですか。それでは討論に入りたいと思いますが、討論ご用意の方はいらっしゃるでしょうか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 先ほど申し上げた意見と同じですので割愛させていただきます。
- 委員長（前川雅志） 討論なしということでよろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。議案第81号 とまち広域消防事務組合の設立について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（前川雅志） はい、結構です。議案第81号 とまち広域消防事務組合の設立については起立多数により可と決定いたしました。

議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（前川雅志） はい、ありがとうございます。議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更については起立多数により可と決定いたしました。

議案第83号 東十勝消防事務組合の解散について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（前川雅志） はい、ありがとうございます。議案第83号 東十勝消防事務組合の解散については起立多数により可と決定いたしました。

以上、議案については終わらせていただきたいと思います。

2、請願であります。請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書を議題といたします。皆様からのご意見を。芳滝委員。

- 委員（芳滝仁） 引き続き検討させていただきたい。
- 委員長（前川雅志） ただいま引き続き検討というご意見がありましたが皆さんよろしいですか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書につきましては閉会中の継続審査といたします。

それでは2のその他であります。委員の皆様からなにかございますか。よろしいですか。それでは以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

（10：58 閉会）